

平成 30 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間								
<p>1. トン数標準税制 (海上運送法第 38 条に規定する課税の特例)</p> <p>法令集</p>	<p>【 H21. 4. 1 ~ H25. 3. 31 】</p> <p>対象事業者: 船舶運航事業者(国交省に届出・報告をしている事業者)のみ 適用期間(拘束期間): 5 年間 対象船舶: 日本船舶のみ(100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は下表)</p> <p>課せられる要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本船舶を 5 年間で 2 倍以上 毎年度、日本船舶 1 隻当たり 1 名以上の日本人船員を養成 毎年度、日本船舶 1 隻当たり 4 人以上の日本人船員を確保 日本人船員を減少させない <table border="1" data-bbox="890 427 1233 622"> <tr> <td>~1,000N/T</td> <td>¥120</td> </tr> <tr> <td>1,000~10,000N/T</td> <td>¥90</td> </tr> <tr> <td>10,000~25,000N/T</td> <td>¥60</td> </tr> <tr> <td>25,000N/T~</td> <td>¥30</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p>	~1,000N/T	¥120	1,000~10,000N/T	¥90	10,000~25,000N/T	¥60	25,000N/T~	¥30	<p>H21(22).4.1~</p>
	~1,000N/T	¥120								
	1,000~10,000N/T	¥90								
10,000~25,000N/T	¥60									
25,000N/T~	¥30									
<p>【 H25. 4. 1 ~ H30. 3. 31 】</p> <p>対象事業者: 船舶運航事業者(国交省に届出・報告をしている事業者)のみ 適用期間(拘束期間): 5 年間 対象船舶: 日本船舶(100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は上表と変わらず) 準日本船舶[※](100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は日本船舶の 1.5 倍) ※準日本船舶: 一定要件を満たした自社仕組船。対象となるのは日本船舶の増加隻数の 3 倍まで(但し日本船舶+準日本船舶で 450 隻が上限)。</p> <p>課せられる条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本船舶を 9 年間で 3.2 倍以上(新規加入者は 5 年間で 2.2 倍以上) 毎年度、日本船舶・準日本船舶ともに 1 隻当たり 1 名以上の日本人船員を養成 毎年度、日本船舶 1 隻当たり 4 人以上の日本人船員を確保 毎年度、準日本船舶 1 隻当たり 2 人以上の日本人海技者を確保 日本人船員を減少させない <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>H25(26).4.1~</p>									
<p>【 H30. 4. 1 ~ H35. 3. 31 】(下線が平成 30 年度より変更・追加)</p> <p>対象事業者: 船舶運航事業者(国交省に届出・報告をしている事業者)のみ 適用期間(拘束期間): 5 年間 対象船舶: 日本船舶(100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は上表と変わらず) 準日本船舶^{※1}(100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は日本船舶の 1.5 倍) ※1 準日本船舶: 一定要件を満たした自社仕組船および<u>国内船主の海外子会社保有船</u>。対象となるのは日本船舶の増加隻数の 3 倍まで(但し日本船舶+準日本船舶で 450 隻が上限)。</p> <p>課せられる条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本船舶を <u>5 年間で 1.2 倍以上(不況条項あり^{※2})</u> 毎年度、日本船舶・準日本船舶ともに 1 隻当たり 1 名以上の日本人船員を養成 毎年度、日本船舶 1 隻当たり 4 人以上の日本人船員を確保(<u>やむを得ないと認められる場合に限り、船員に代えて 5 年以内の乗船履歴を有する海技士を計算可</u>) 毎年度、準日本船舶 1 隻当たり 2 人以上の日本人海技者を確保 日本人船員を減少させない <p>※2 不況条項: 取戻課税の要件(認定の取消)の前提となる勧告をしない「正当な理由」に歴史的な海運不況が発生した場合が含まれるものとする</p>	<p>H30(31、32).4.1~</p>									

平成 30 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間
<p>2. 船舶の特別償却</p> <p style="color: blue; text-decoration: underline;">関係法令</p>	<p>外航環境低負荷船(10,000G/T 以上) 特償率: 日本船舶 18/100、外国船舶 16/100 要件: H27 年度改正以降の追加要件は以下の通り (H27.4.1～) ・ 日本船舶・外国船舶共に対象を 1 万 GT 以上に限定 ・ EEDI^{※1}削減率を海防法^{※2}で定める規制値より 2% 上乘せ (H27.1.1 以降契約船) ・ パラスト水処理装置の設置 (H27.4.1 以降契約船) (H27.9.1～) ・ H27.9.1 以降に EEDI の規制対象となる船種について、海防法で定める規制値より 2% 上乘せ (H27.9.1 以降契約船) (H28.1.1～) ・ NOx3 次規制に伴う NOx 放出量削減型主機関の要件の改定 <u>(H29.4.1～)</u> ・ <u>EEDI 削減率を海防法で定める規制値より 5% 上乘せ (H29.4.1 以降契約船)</u> ※1 EEDI: エネルギー効率設計指標 ※2 海防法: 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」 ※なお、トン数税制適用事業者は利用不可</p> <p>内航環境低負荷船(300G/T 以上) 特償率: 高度環境低負荷船 18/100、環境低負荷船 16/100 要件: H27 年度改正以降の追加要件等は以下の通り (H27.4.1～) ・ LED 照明器具、船舶自動識別装置、加水分解型摩擦抵抗低減塗料を有すること <u>(H29.4.1～)</u> ・ <u>航海支援システムを搭載した環境低負荷船の特償率を 18/100 に拡充</u> ・ <u>バルバスバウまたはバルブレス船首船型の採用</u> ・ <u>熱効率改良装置の搭載(2,000GT 以上の船舶)</u></p>	<p><u>H29.4.1～H31.3.31</u></p>
<p>3. 特定資産の買換特例 (圧縮記帳制度)</p> <p style="color: blue; text-decoration: underline;">関係法令</p>	<p>船舶から船舶(譲渡差益の 80%を圧縮記帳) 要件(外航船舶): H26 年度改正以降の追加要件は以下の通り (H26.4.1～) ・ パラスト水処理装置の設置 (H27.1.1 以降契約船および中古取得船) ・ 譲渡資産から船齢 25 年以上の船舶を除外 (H28.1.1～) ・ NOx3 次規制に伴う NOx 放出量削減型主機関の要件の改定 <u>(H29.4.1～)</u> ・ <u>トン数税制適用事業者の利用不可</u></p> <p>要件(内航船舶): H26 年度改正以降の追加要件は以下の通り (H26.4.1～) ・ 一定の主機関または推進装置、LED 照明器具、船舶自動識別装置を有すること ・ サイドスラスターの設置(2,000GT 以上の船舶は必須、未満の船舶は選択項目) ・ 譲渡資産から船齢 25 年以上の船舶を除外 <u>(H29.4.1～)</u> ・ <u>バルバスバウまたはバルブレス船首船型の採用(2,000GT 以上の船舶)</u></p>	<p><u>H29.4.1～H32.3.31</u></p>
<p>4. 登録免許税の課税の特例</p> <p style="color: blue; text-decoration: underline;">関係法令</p>	<p>軽減後の税率(本則 4/1000) (1)所有権保存登記 新造又は外国法人から取得をする国際船舶(中古船)の所有権の保存登記 …船舶価額の 3.5/1000 (2)抵当権設定登記 国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け、または延払いによる債権の担保として設定される抵当権の登記 …債権金額又は極度金額の 3.5/1000</p>	<p><u>H18.4.1～H32.3.31</u></p>

平成 30 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間
	要件：H28 年度改正以降の追加要件等は以下の通り (H28.4.1～) ・新造船、中古船ともに 10,000G/T 以上 ・中古船は寄港国検査(ポートステートコントロール)による拘留履歴がないこと ・中古船は従来の船齢制限を撤廃	
5. 固定資産税の課税の特例 関係法令	課税標準 1) 船舶 内航船舶 価格の 1/2 外航船舶 価格の 1/6 国際船舶 価格の 1/18 2) 外航用コンテナ 価格の 4/5	- - H24～H32 年度分 恒久化
6. 特別修繕準備金	・修繕費用×事業年度の月数／60 か月×3/4 ・トン数税制適用事業者の新規積立は不可(H29.4.1～)。	
7. 中小企業投資促進税制	対象事業者等： ・資本金 1 億円以下の法人。但し、税額控除は資本金 3 千万円以下の法人のみ選択可 ・ H31 年度より、平均所得金額(前 3 事業年度の平均)が年 15 億円を超える事業年度については適用を停止 内航貨物船：特別償却 22.5/100(取得価額の 75%×30/100) or 税額控除	H29.4.1～H31.3.31
8. 地球温暖化対策税の還付措置	石油石炭税(2,040 円/KL)に上乗せされている「地球温暖化対策のための税」の還付 (原油・石油製品) (期間) (税率) (特例) H24. 10. 1～ 2,290 円/1KL 250 円/KL の還付 H26. 4. 1～ 2,540 円/1KL 500 円/KL の還付 H28. 4. 1～ 2,800 円/1KL 760 円/KL の還付 (～H32.3.31) 【還付対象】 内航海運、国内旅客船に係る軽油および重油	H29.4.1～H32.3.31
9. 軽油引取税船舶(日本籍船)への免税措置	船舶・自動車などのエンジンの燃料に(動力源に)使用する軽油の購入者などにかかる税金でキロリットル(KL)当り 32,000 円が課される(地方税法附則(第 12 条の 2 の 8))。 船舶に対する課税は、H21 年度改正で道路特定財源(目的税)が廃止されたことに伴い従来からの課税免税根拠が失われたが、激変緩和措置として地方税法附則(第 12 条の 2 の 7)に基づき免税措置が講じられている。 ○内貨軽油(船舶の動力源に使用する場合) 外国籍船 ： 輸出免税 日本籍外航船舶 ： 地方税法附則(第 12 条の 2 の 7)に基づき免税措置 内航用 ： 地方税法附則(第 12 条の 2 の 7)に基づき免税措置	H30.4.1～H33.3.31
10. とん税 特別とん税	(1) とん税 1 純トン (開港の入港毎) 16 円 (開港ごと 1 年分) 48 円 (2) 特別とん税 1 純トン 20 円 60 円	